

## 津市文化財保護事業補助金交付要綱

平成18年3月31日訓第164号

改正 平成24年3月31日訓第32号

令和4年3月31日訓第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する文化財の保存及び活用を図り、もって文化の向上に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「文化財」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定されたもの（以下「国指定文化財」という。）
- (2) 三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）の規定により指定されたもの（以下「県指定文化財」という。）
- (3) 津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）の規定により指定されたもの（以下「市指定文化財」という。）

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「文化財保護事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内に存する文化財の所有者、管理団体、保持者、保持団体又は市長が必要と認める団体に対してこれを交付するものとする。

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付限度額は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年4月30日とする。ただ

し、これにより難しい場合は、市長が別に定める日とする。

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月31日訓第32号)

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓第31号)

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

種別	補助事業の内容		区分	補助対象経費	交付限度額	
有形文化財	保存 修理 事業	保存修理工事等	国指定文化財	国補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			県指定文化財	県補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			市指定文化財	消耗品費、印刷製本費、調査・測量委託料、設計監理委託料、工事請負費、原材料費等（これらの経費の合計が15万円以上の場合に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額	
	防災 事業	(1) 消火、防犯設備設置 工事等 (2) 耐火構造の保存施設 整備工事等 (3) 鳥獣虫害防除、危険木 診断及び危険木対策工事 (4) 耐震診断（予備診断を 含む。）及び耐震対策工 事 (5) 災害復旧工事	国指定文化財	国補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			県指定文化財	県補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			市指定文化財	消耗品費、印刷製本費、調査・測量委託料、設計監理委託料、工事請負費、原材料費等（これらの経費の合計が15万円以上の場合に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額	
	管理 事業	荒廃防止のための除草、 清掃等の維持管理（屋外に ある有形文化財に限る。）	国指定文化財 県指定文化財 市指定文化財	消耗品費、燃料費、保険料、原材料費、委託 料、使用料及び賃借料等	補助対象経費の2分の1以内の 額（2万円を限度額とする。）	
	無形 文化財	伝承者 養成・ 公開事業	(1) 講習会、研修会等の開 催 (2) 公開活動 (3) 用具衣装の新調修理 (4) 記録作成等	国指定文化財	国補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額
				県指定文化財	県補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額
市指定文化財				報償費（外部講師指導謝金）、旅費（調査旅 費・講師旅費）、消耗品費、印刷製本費、修繕 料、保険料、使用料及び賃借料、備品（用具） 購入費等（15万円以上の経費に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の 額（10万円を限度額とす る。）	

有形民俗文化財	保存修理事業	保存修理工事等	国指定文化財	国補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			県指定文化財	県補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			市指定文化財	消耗品費、印刷製本費、調査・測量委託料、設計監理委託料、工事請負費、原材料費等（これらの経費の合計が15万円以上の場合に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額	
	防災事業	(1) 消火、防犯設備設置工事等 (2) 耐火構造の保存施設整備工事等 (3) 災害復旧工事	国指定文化財	国補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			県指定文化財	県補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
			市指定文化財	消耗品費、印刷製本費、調査・測量委託料、設計監理委託料、工事請負費、原材料費等（これらの経費の合計が15万円以上の場合に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額	
	管理事業	荒廃防止のための除草、清掃等の維持管理（屋外にある有形民俗文化財に限る。）	国指定文化財 県指定文化財 市指定文化財	消耗品費、燃料費、保険料、原材料費、委託料、使用料及び賃借料等	補助対象経費の2分の1以内の額（2万円を限度額とする。）	
	無形民俗文化財	伝承基盤整備事業	(1) 用具衣装の新調修理	国指定文化財	国補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額
			(2) 伝承者養成	県指定文化財	県補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額
(3) 記録作成 (4) その他基盤整備			市指定文化財	報償費（外部講師指導謝金）、旅費（調査旅費・講師旅費）、消耗品費、印刷製本費、修繕料、保険料、使用料及び賃借料、備品（用具）購入費等（15万円以上の経費に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額	
伝承活動		国指定文化財 県指定文化財 市指定文化財	報償費（外部講師指導謝金）、消耗品費、印刷製本費、修繕料、保険料、手数料、使用料及び賃借料、備品（用具）購入費等	補助対象経費の2分の1以内の額（5万円を限度額とする。）		
		(1) 保存修理（復旧）工事	国指定文化財	国補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	
		(2) 消火、防犯設備設置工事等	県指定文化財	県補助金の対象経費	県補助金の2分の1以内の額	

史跡名勝天然記念物	復旧修理・防災事業	<small>ナラササ</small> (3) 病虫害駆除及び保護再生 (4) 環境整備 (5) 耐震診断（予備診断を含む。）及び耐震対策工事 (6) 災害復旧工事	市指定文化財	消耗品費、印刷製本費、調査・測量委託料、設計監理委託料、工事請負費、原材料費等（これらの経費の合計が15万円以上の場合に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額
	管理事業	荒廃防止のための除草、清掃、防虫剤散布、施肥等の維持管理	国指定文化財 県指定文化財 市指定文化財	消耗品費、燃料費、保険料、原材料費、委託料、使用料及び賃借料等	補助対象経費の2分の1以内の額（2万円を限度額とする。）

備考 市長が必要と認める団体に対する市指定文化財に係る補助金の交付限度額については、補助対象経費の100分の35に相当する額を限度として加算することができる。